

# 計画段階環境影響評価制度の導入等について

(答 申)

平成 14 年 4 月

東京都環境影響評価審議会

# 目 次

はじめに	1
第1  新しい制度構築の基本的考え方について	2
第2  計画アセス制度の導入	2
1  計画アセスの基本的考え方	2
(1) 対象とする計画	2
(2) 計画アセス手続の実施主体	3
(3) 複数案によるアセスメントの考え方	3
2  計画アセスの手続	4
(1) 手続の流れ	4
(2) 手続の実施時期	5
(3) 環境影響評価法対象事業の取扱い	5
(4) 広域複合開発計画に含まれる個別計画の計画アセス手続 の取扱い	5
(5) 計画変更時の取り扱い	6
(6) 都民意見を計画に反映させる仕組みを実施主体側で有して いる場合の取扱い	6
第3  計画アセス制度の導入に伴う事業アセス制度の調整	6
1  調査計画書の省略	6
2  計画アセスの予測評価結果等の事業アセスにおける活用	6
3  事業アセスから手続を開始する計画の取扱い	6
第4  事業アセス手続の改善等	7
1  公聴会機能の充実及び評価書案に係る見解書に関する手続 の集約化等	7
2  知見の活用	7
第5  経過措置	7
(附論) 都市再生特別措置法への適切な対応について	7

参考資料

## はじめに

東京都環境影響評価審議会は、昨年11月、東京都知事から「計画段階環境影響評価制度の導入及び現行制度の見直しについて」諮問を受け、審議会に設けた特別部会において7回の審議を行ってきた。

東京都の環境影響評価制度は、昭和55年に条例制定以来、200件を超える案件に適用され、環境悪化の未然防止に役割を果たしてきた。しかし、現在の環境影響評価制度は、事業計画がほぼ固まった段階で実施されるため、アセスメントの結果を計画に適切に反映することが困難であること、また、実施時期の異なる複数の事業による複合・累積的な環境影響に対応できないことなどの限界が指摘されてきた。

こうした課題に対応するため、東京都では、平成10年に総合環境アセスメント制度の試行指針（試行時点では計画段階アセスメントではなく、「総合環境アセスメント制度」という名称を使用していた。）を定め、制度の導入を検討してきた。またこの間に、「東京都市計画道路幹線街路放射第5号線及び三鷹都市計画道路3・2・2号線」でその試行を行うとともに、他方で複合的・累積的な環境影響を把握するため3件のケーススタディーを実施してきた。

東京は依然として深刻な大気汚染が引き続いているだけでなく、地球温暖化やヒートアイランド現象など新たな環境の危機に直面している。こうした東京の環境の現状に積極的に対処し、環境により配慮された都市を実現していかなければならない。このためには、計画の早い段階において複数案に基づく適切な環境アセスメントを実施し、基本計画の段階から必要な環境配慮手続を確保することにより、環境悪化の未然防止に努めることが極めて重要である。

当環境影響評価審議会は、こうした基本認識のもとに、総合環境アセスメント制度の試行実績並びに総合環境アセスメント試行審査会の答申（平成13年10月）を踏まえつつ、計画の早い段階で複数案の比較評価を行う「計画段階のアセスメント」と、個別事業計画が具体化した段階で実施する従来の「事業段階のアセスメント」の二つの手続を一体化し、一連の制度として構築することが必要であると考えた。

なお、このような計画段階の環境アセスメント制度は、わが国では初めてのものであるため、的確な制度運用の実績を重ねていく必要性が大きい。そこで、当分の間は、適用対象を東京都が策定する計画に限定することとし、東京都以外が策定する計画については、事業者が希望する場合に適用できることとするなど、全般にわたり柔軟性をもった合理的な制度とすることが望ましいと考える。

以上のような観点から当審議会は、先に、新たな統合的環境影響評価制度の骨子を「中間のまとめ」として公表し、これに対する都民等の意見を聴いたところである。今回、各方面から寄せられた意見を十分勘案しつつ、全体にわたってさらに検討を加え、ここに最終答申としてまとめるに至った。

都においては、本答申の趣旨に即しつつ、早期に、新たな環境アセスメント制度の構築に取り組みされるよう強く期待する。

## 第1 新しい制度構築の基本的考え方について

- 1 今回の改正は、現在の環境影響評価制度について指摘されている2つの限界、すなわち、事業計画がほぼ固まった段階で実施されるため、アセスメントの結果を事業計画に適切に反映できない、実施時期の異なる複数の事業による複合的・累積的な環境影響に対応できないという課題に、よりの確に対応するために、事業段階のアセスメントのみを規定している現行条例を改正し、新たに計画段階のアセスメントを導入することによって、東京都の環境アセスメント制度を、計画段階環境影響評価（以下「計画アセス」という。）及び事業段階環境影響評価（以下「事業アセス」という。）からなる一体・一連の制度として再構築しようとするものである。
- 2 計画アセスは、事業アセスに先行して実施するものであり、計画立案の早い段階から、都民に開かれた手続の中で、「採用可能な複数の計画案（ ）」について環境影響を比較評価し、その結果を計画に反映させることにより、環境配慮を一層推進させるものとする。

（ ）「採用可能な複数の計画案」とは、実施主体において、社会経済的要素を踏まえ、採用可能な案として作成されるものであり、計画規模や異なる環境保全措置の組み合わせなど、分かりやすい案が作成されることが望ましい。
- 3 このため、計画アセスにおいては、計画案に基づく事業が及ぼす環境影響を把握するとともに、複数の計画案を比較検討するために必要な予測・評価を行うことを原則とする。
- 4 事業アセスにおいては、計画アセス結果に基づき実施主体が選定した事業計画案について、また、事業段階からアセスメントを行う対象事業については当該計画案について、その実施に伴う環境影響の予測評価を行うものとする。

なお、計画アセスにおける予測評価データは、可能な限り事業アセスにおいて活用できるものとする。
- 5 計画アセスの導入に伴い、現行条例制度についても調査計画書手続について必要な調整を図るとともに、これまでに蓄積された実績や知見を踏まえ、環境影響の調査・予測・評価の効率的実施及び手続の適正化を図るため、必要な見直しを図るものとする。

## 第2 計画アセス制度の導入

### 1 計画アセスの基本的考え方

#### (1) 対象とする計画

##### ア 個別計画

現行条例に定める対象事業に係る計画（以下「個別計画」という。）については、事業種類の特性を基本に、複数案作成の可能性・環境影響の大きさなどを総合的に考慮して的確に対象規模を設定する必要がある。その基本的考え方は次のようにすることが考えられる。

事業アセスにおいて、高速自動車道などのように規模の如何を問わず「すべて」を対象としている事業については、計画アセスにおいても「すべて」を対象とする。

事業規模に関する基準が設定されている事業種類については、複数案作成の可能性・環境影響の大きさを考慮して、原則として、現行対象規模のおおむね2倍程度の計画を対象とする。

上記 によることが不適切な場合は、適切な規模とする。

#### イ 広域複合開発計画

広域にわたり、かつ、実施時期が異なる複数の事業が行われることによって生じる複合・累積的環境影響を予測・評価するため、新たに「広域複合開発計画」を対象に加える。

この場合、対象とする広域複合開発計画については、開発事例を踏まえ、「30ha以上の面積での開発計画で、その地域内で複数の事業が予定されるもの(ただし、現行条例に規定する単一の面的整備事業によるものを除く。）」とすることが適当と考えられる。

#### ウ 対象規模未満の計画に係る特例

計画アセスの対象規模未満の個別計画や広域複合開発計画であっても、早い段階からのアセスメントの実施を実施主体自らが希望する場合には、実施主体からの申出に基づいてこの制度を適用できるものとするのが望ましい。

#### エ 政策レベル・構想レベルの計画等

政策レベル・構想レベルにある計画や方針等を計画アセスの対象とすることについては、今後の研究課題であるが、環境影響の予測評価が困難なため、当面は制度の対象にはならない。

### (2) 計画アセス手続きの実施主体

原則として、対象となる計画のすべての計画主体が、手続の実施主体となるべきである。ただし、この制度は、わが国初の制度であり、今後なお、運用実績の積み重ねを通じて、制度の一層の改善を図っていく必要があるため、民間事業者や第三セクターなど、東京都以外の計画主体については、当分の間、手続の実施を義務づけられないことが望ましい。もっとも、実施主体の側で、計画アセスを実施した場合のメリットを重視するなどの理由で、自発的に希望する場合には、本制度を適用できるものとする。

### (3) 複数案によるアセスメントの考え方

#### ア 複数案作成の考え方

計画アセスは、採用可能な複数の計画案について環境影響を比較評価し行うものである。複数案は、地域特性に応じた環境配慮目標を踏まえ、計画規模、実施場所、構造などの計画内容や、対応策としての環境保全措置について検討し、その結果を組み合わせるにより作成するものとする。

## イ 複数案が作成できない場合の取扱い

### 個別計画

計画アセスは、計画の早い段階に複数案に基づき実施するものである。しかし、複数案の作成ができないことにつき特別の事由があるとして実施主体から免除申請があった場合には、東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、計画アセスの手続を免除できるようにすべきである。この間の経緯は都民に明らかにするなど、手続の透明性・信頼性を確保できるようにするべきである。

なお、この場合には、事業アセス手続を行うこととする。

### 広域複合開発計画

広域複合開発計画については、もともと複数の事業による複合・累積的環境影響を把握することが主たる目的であるため、複数案の作成が困難で、単一案しか作成できない場合であっても、その計画案について計画アセスを実施すべきである。

## 2 計画アセスの手続

### (1) 手続の流れ

#### ア 「環境配慮書（仮称）」の提出

実施主体は、当該計画の必要性及び採用可能な複数案のそれぞれに関する環境影響の予測・評価、当該計画案検討の経緯に加え、その社会的効果、経済的効果、事業費等の「社会経済的要素」などを参考として記載した「環境配慮書（仮称）」を提出する。

#### イ 「関係地域」の決定

知事は、実施主体が対象計画を計画しようとする地域及びその周辺地域で、計画案が環境に影響を及ぼすおそれがあると認める地域を「関係地域」として決定する。

#### ウ 公示・縦覧

知事は、環境配慮書を公示し、都民の縦覧に供する。

#### エ 説明会の開催

実施主体が、縦覧期間中に、「関係地域」内で説明会を開催する。

#### オ 都民・関係区市町村長の意見の提出

都民・関係区市町村長は、定められた期間内に知事に対して環境上の観点から意見を提出することができる。

知事は、計画アセスの特性を踏まえ、当該関係地域に加え、より広範囲の都民の意見の聴取に努める。

#### カ 「都民の意見を聴く会（仮称）」の開催

知事は、「都民の意見を聴く会（仮称）」を開催する。審議会委員も出席し、公述人に対し質問することができるものとする。

キ 「実施主体の意見を聴く会（仮称）」の開催

知事は、都民・関係区市町村長の意見を踏まえ、環境配慮の観点から実施主体の考えを聴くため、「実施主体の意見を聴く会（仮称）」を開催する。審議会委員も出席し、実施主体に対し質問することができるものとする。

ク 審議会の答申

審議会は、環境配慮書の内容について、都民意見等を踏まえ、環境保全の見地から審査し、知事に答申する。

ケ 知事の審査意見

知事は、審議会の答申等を踏まえ、審査意見を作成し、実施主体に送付する。

コ 知事審査意見の尊重

実施主体は、自ら作成した複数案の中から一つを選択し、若しくは原案を修正して最終的な計画案を策定するに当たり、知事の審査意見を十分に尊重しなければならないものとする。

サ 実施主体による計画案選定の報告

実施主体は、最終計画案を選定した時点で、選定した計画案の内容及び選定の理由、知事の審査意見の内容に対応する事項等について知事に報告しなければならない。知事は、これを公表するものとする。

なお、一定の期間を経過しても最終計画案の選定に至らない場合には、実施主体はその経緯を知事に報告しなければならないものとする。

(2) 手続の実施時期

手続は、基本計画の立案段階で、基本計画策定のための基礎的条件（道路幅員、建物容積等）に基づき、環境影響の予測評価が可能となった時期に行うものとするのが適当である。

(3) 環境影響評価法対象事業の取扱い

環境影響評価法の対象となる、いわゆる「法適用事業」については、国法である環境影響評価法（以下「法」という）の定める事業段階の手続が適用となることから、都条例で定める計画アセス手続を直ちに義務的に適用することは適当ではないと考えられる（計画アセスは、事業アセスとは目的を異にする手続であるから、法律との抵触問題は生じないと解する余地もあるが、計画アセスを義務付けることは手続の上乗せに当たると解する余地もあるため）。この問題については、引き続き検討すべきである。

なお、法における第二種事業対象事業であって、法によるアセスメントが不要と判定され、都条例によりアセスメントを行う対象となる場合は、既に当該計画が事業段階にあるため、調査計画書から事業アセスを行うべきものと考えられる。

(4) 広域複合開発計画に含まれる個別計画の計画アセス手続の取扱い

広域複合開発計画地域内で予定される個別計画であって、その規模が計画アセスの対象となるものについては、すでに広域複合開発計画における環境影響評価の中で、当該個別計画にかかる計画アセスに相当する内容の環境影響評価がなされた場

合には、審議会の意見を聴いたうえで、当該個別計画の計画アセスは省略できるものとすべきである。

(5) 計画変更時の取り扱い

実施主体は、広域複合開発計画の計画内容を変更しようとするときは、知事に届出を行うものとし、知事は、当該計画変更が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める場合は、審議会の意見を聴いた上で、変更内容に応じたアセスメントの実施を実施主体に求めるものとするのが適当である。

(6) 都民意見を計画に反映させる仕組みを実施主体側で有している場合の取扱い

知事は、実施主体が計画策定に際し、都民意見を計画に反映させる仕組みを実施主体側で有している場合であって、知事があらかじめ定める方法により計画内容を周知し都民意見を聴取しようとするときは、都民への周知及び都民・区市町村長の意見聴取に係る事務を実施主体に委任できるよう検討すべきである。

第3 計画アセス制度の導入に伴う事業アセス制度の調整

1 調査計画書の省略

計画アセス手続の段階であらかじめ、複数案の各案ごとに、その案が最終案として採用され事業アセスの段階に移行した場合に予定されるであろう「予測・評価項目」及び「調査方法」までが記載されている場合には、事業アセスにおいては、原則として、あらためて調査計画書を提出する必要はないものとするのが合理的である。

この場合においては、計画アセス手続の中で、環境配慮書に記載される調査計画書に相当する内容についても審議会で調査審議し、すでにこの段階で、事業アセスにおいて実施すべき「予測・評価項目」、「調査方法」を整理しておくこととする。

2 計画アセスの予測評価結果等の事業アセスにおける活用

計画アセス及び事業アセスは、一体・一連のものとして整備し、全体を通じ、適切な予測評価を行うものである。従って、計画段階における予測評価結果は、可能な範囲で事業段階においても適切に活用することができるものとすべきである。

また、複数案すべてについて事業アセスに相当する予測・評価が行われた場合は、知事は審議会の意見を聴いたうえで、計画アセス手続の後、評価書案に係る手続を省き、評価書を作成することを認める特例を設けるのが適当である。

なお、この場合には、事業者に対して、「実施主体の意見を聴く会（仮称）」の開催までに都民等意見に対する見解書を作成し提出することを求めるなど、事業アセス手続の実施に準じた内容を確保するための補完手続を整備することが必要である。

3 事業アセスから手続を開始する計画の取扱い

本来ならば計画アセスから行うべき案件であるにもかかわらず、止むを得ない事由により、単一の案により事業アセス手続から開始するに至った計画については、計画アセス手続の免除申請の経緯、複数案が作成できなかった理由、検討の過程で採用されなかった案のうち主要なものについての考え方等を調査計画書に記載するものとする。



#### 第4 事業アセス手続の改善等

##### 1 公聴会機能の充実及び評価書案に係る見解書に関する手続の集約化等

公聴会については、開催時期を都民等の意見書に対する見解書が示された後に設定することに改め、公聴会に審議会委員が参加して公述人に対し質問することができるなど、公聴会の位置付けや内容を充実させるとともに、名称は計画段階に合わせ「都民の意見を聴く会（仮称）」とする。

これに合わせて、現行の評価書案に係る見解書の説明会及び都民等の意見書に係る手続については、評価書案に対する都民等の意見と同様の意見がほとんどであることなどから、制度全体の効率的運営を図るため、省略することが適当である。

また、評価書案に対して都民の意見書等の提出がない場合は、「都民の意見を聴く会（仮称）」を開催しないことができるものとするのが適当と考える。

なお、都民周知の効果の拡大及び都民の意見提出の便宜を考慮して、インターネット等の電子媒体を一層活用するべきである。

##### 2 知見の活用

東京都は、これまで200件以上の事例の事業アセスを実施し、様々な知見を蓄積している。これを整理し、事業別・地域別「標準的予測評価項目」を作成するなど、合理的な制度運営が図られるよう努めるべきである。

#### 第5 経過措置

改正条例の適用開始に当たっては、新しい手続についての適切な周知期間を設けるとともに、本来ならば計画アセスの対象となる規模の事業であっても、本条例改正時にすでに計画アセスの適用段階を過ぎている計画については、適用を除外するなど、必要な範囲内で合理的な経過措置を設けるべきである。

#### （附論） 都市再生特別措置法への適切な対応について

都市再生の推進を図るための「都市再生特別措置法」が今国会において成立した。

法は、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を目的として、都市再生緊急整備地域における民間都市開発事業の促進を図る観点から、許認可等関係手続、とりわけ都市計画に係る手続の迅速な処理を主眼のひとつとしている。この一環として、都市再生特別地区については、民間事業者から都市計画素案の提出が可能とされ、この提案については、6ヶ月以内に都市計画上の取り扱いを決定することとするとともに、この提案計画に係る事業が環境影響評価法対象事業に該当する場合には、計画提案前に環境アセスメント手続を終了させておくこととされている。

都においては、「都市再生特別措置法」の趣旨に応えるとともに、環境基本条例に定める「良好な環境の確保」の観点をも踏まえ、適切な対応を図ることが必要である。

このため、都市再生緊急整備地域における民間都市開発事業について、都市計画手続きに先行しつつ都市計画手続きと一部並行してアセスメント手続きを進めるため、「都市計画手続きとの合わせ規定」等の見直しを図る必要がある。また、都市再生特別地区として指定された地域における事業、特に「高層建築物の新築」については、これまでの知見を活用し、あらかじめ調査項目を設定しておくことが可能であることを踏まえ、このことによる調査計画書手続きのありかたについて検討し、必要な関連規定の整備を図るべきである。

## 参 考 資 料

1	「中間のまとめ」に対する都民等の意見の概要	……………	1
2	東京都環境影響評価審議会 名簿	……………	4
3	東京都環境影響評価審議会 審議の経過	……………	5

## 「中間のまとめ」に対する都民等の意見の概要

東京都環境影響評価審議会では、平成 14 年 3 月、計画段階環境影響評価制度の導入等について（中間のまとめ）を公表し、3 月 1 日から 3 月 15 日まで意見募集を実施したところ、都民や団体から延べ 1 1 7 件（項目数）のご意見が寄せられた。ご意見の件数及び主な意見については、次のとおりである。

なお、これらのご意見については、その後の審議の参考にし、可能な限り答申に反映させた。

### 「第 1 新しい制度構築の基本的考え方について」 5 件

#### 【主な意見】

- ・ 民間事業を含め、計画段階で主要な環境インパクトにより事業の可否を判断し、そのうえで複数案を作成し環境影響が最小なものを事業アセスに乗せていくシステムが良い。
- ・ 代替案の中で環境負荷が最も少ない案の選択を制度化すべき。

### 「第 2 計画アセス制度の導入」 6 4 件

#### 【主な意見】

##### [対象規模]

- ・ 対象規模は現行規模どおり。
- ・ 2 倍の規模要件であるが、事業規模の細分化への十分な対応をすべき。
- ・ 規模要件は 2 倍とせず、すべてをスコーピングするべき。

##### [複数案]

- ・ 複数の代替案が困難な場合は限定的に、都民による代替案の提示や修正案の提示を。
- ・ 複数案が提示できない場合は、ゼロ案を加え 2 案で計画アセスをすべき。
- ・ 民間都市開発事業は最善の案に最善の環境対策を講ずるので、提示は無意味。
- ・ 民間都市開発事業は多数の地権者、投資家等の合意形成が必要で、事業内容の不確実性は実現性を低下させる。

##### [評価項目]

- ・ 社会経済的要素は評価の基本項目にすべき。
- ・ 計画アセスでは、複数案を比較評価するために必要な項目に限定すべき。

##### [民間の除外]

- ・ 民間開発は代替案が困難なため、都の計画に限定することに賛成。
- ・ 対象となる計画は都の計画に限定することに反対、当面除外するとしても期間を明記すべき。

### **【広域複合開発計画】**

- ・ 計画熟度が異なる複数の事業の予測評価が可能か、また、複数の事業ごとに実施主体が異なる場合対応可能か。
- ・ 計画アセスの対象とする根拠を示すべき。

### **【その他】**

- ・ 実施主体に他自治体、民間等を加えるべき。
- ・ 「都民の意見を聴く会」は十分な準備期間と複数回開催すべき。
- ・ 計画アセスは事業化の可否を評価する制度にすべき。
- ・ 公示、縦覧等の手続きを都市計画手続きに準じ15日とすべき。
- ・ 計画アセスの役割は住民との良好な合意形成の場の提供、要綱の制定にはこの点に配慮を。
- ・ 「都民の意見を聴く会」と「実施主体の意見を聴く会」を合同で開催したらどうか。
- ・ 知事意見はどこまで踏み込むのか明らかにすべき。
- ・ 最終計画案選定後は都民に選定理由の説明をすべき。

## **「第3 計画アセス制度の導入に伴う事業アセス制度の調整」 11件**

### **【主な意見】**

#### **【評価書案の省略】**

- ・ 省略の場合の条件明示すべき。
- ・ 手続き省略は、絶対反対。

#### **【その他】**

- ・ 調査計画書の省略等、計画アセスを名目とする事業アセスの簡易化に反対。
- ・ 重複資料の引用や再調査の省略は認められる。
- ・ 公聴会の改善策には賛成。

## **「第4 事業アセス手続きの改善等」 26件**

### **【主な意見】**

#### **【事業アセスの簡素化】**

- ・ 見解書の手続き簡素化に賛成。
- ・ 従来のアセスは金と時間がかかりすぎる。
- ・ 過去の実績から、アセス時間の短縮、簡素化、重点化を図るべき。
- ・ 公示、縦覧等の手続きを都市計画手続きに準じ15日とすべき。

#### **【対象除外要請】**

- ・ 電波障害を項目から除外、高層建築物、住宅団地の新設、駐車場の設置を対象事業から除外すべき。
- ・ 土壌汚染、日照障害、埋蔵文化財は法令で規制されているので、項目から除外すべき。

### **[ 都市再生事業 ]**

- ・ 計画アセスの対象にすべき。
- ・ 都市再生事業では、開発に係る許認可等を含むトータルの時間を増大させない方向で、十分に環境配慮を行える方策を検討すべき。
- ・ 地域内では、アセス手続きを簡素化すべき。

### **[ その他 ]**

- ・ 標準項目の作成は環境基本計画の配慮指針と整合を図るべき。
- ・ 事業アセスにも「実施主体の意見を聴く会」を開催すべき。

### **「第5 経過措置」 2件**

#### **【主な意見】**

- ・ 計画段階とはどの段階か。

### **「その他」 9件**

#### **【主な意見】**

- ・ 環境アセスは行政処分でないため、審議会答申等に法的対応ができない。異議申し立てや審査・裁定制度を設けるべき。
- ・ 都民意見を踏まえた条例化をするべき。

**東京都環境影響評価審議会 委員・臨時委員・専門員 名簿**

氏名	現職	備考
濱谷稔夫	元東京大学教授	審議会会長
井手久登	東京大学名誉教授	第一部会長
伊藤玄三	法政大学文学部教授	
坂本雄三	東京大学大学院工学系研究科教授	
杉田昌子	弁護士	
鈴木隆介	中央大学理工学部教授	
田中和博	日本大学理工学部教授	
千葉百子	順天堂大学医学部助教授	
中島正剛	元東京都環境保全局長	
安岡正人	東京理科大学工学部教授	
横山長之	(財)日本気象協会参与	
松島良三	元東京都環境保全局長	第二部会長
市川陽一	(財)電力中央研究所上席研究員	
梶幹男	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	
高石昌子	弁護士	
長瀬和雄	神奈川県立生命の星地球博物館研究員	
松尾友矩	東洋大学国際地域学部教授	
村上周三	慶応義塾大学理工学部教授	
山下充康	(財)小林理学研究所理事長	
和田攻	埼玉医科大学教授	
磯部力	東京都立大学法学部教授	臨時委員 特別部会長
大塚直	早稲田大学法学部教授	臨時委員
亀山章	東京農工大学農学部教授	臨時委員
中井検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授	臨時委員
柳憲一郎	明海大学不動産学部教授	臨時委員
秋山脩	日本放送協会営業局受信技術センター副部長	専門員
石野久彌	東京都立大学大学院工学研究科教授	専門員
藤吉秀昭	(財)日本環境衛生センター環境工学部長	専門員

**東京都環境影響評価審議会特別部会 (条例改正)**

氏名	現職	備考
磯部力	東京都立大学法学部教授	特別部会長
井手久登	東京大学名誉教授	
大塚直	早稲田大学法学部教授	
亀山章	東京農工大学農学部教授	
高石昌子	弁護士	
中井検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授	
長瀬和雄	神奈川県立生命の星地球博物館研究員	
松島良三	元東京都環境保全局長	特別部会長代理
柳憲一郎	明海大学不動産学部教授	
横山長之	(財)日本気象協会参与	

## 審 議 の 経 過

区 分	年 月 日	主 な 審 議 事 項
審議会（総会）	平成 13 年 11 月 9 日	（諮問第 2 4 2 号） 計画段階環境影響評価制度の導入及び 現行制度の見直しについて諮問
特別部会（第 1 回）	平成 13 年 11 月 16 日	計画段階環境影響評価の導入に係る検討 事項について
特別部会（第 2 回）	平成 13 年 12 月 3 日	「計画段階環境影響評価制度の導入及び 現行制度の見直し」に係る各検討事項に ついて
特別部会（第 3 回）	平成 13 年 12 月 21 日	「計画段階環境影響評価制度の導入及び 現行制度の見直しに係る各検討事項につ いて」
特別部会（第 4 回）	平成 14 年 1 月 15 日	東京都環境影響評価条例改正に係る中間 のまとめ（骨子）について
特別部会（第 5 回）	平成 14 年 1 月 30 日	東京都環境影響評価条例改正に係る中間 のまとめ（素案）について
特別部会（第 6 回）	平成 14 年 2 月 12 日	「計画段階環境影響評価制度の導入等 について」の中間のまとめ（案）について
審議会（総会）	平成 14 年 2 月 28 日	中間のまとめ
特別部会（第 7 回）	平成 14 年 3 月 26 日	「計画段階環境影響評価制度の導入等 について」（答申案）
審議会（総会）	平成 14 年 4 月 4 日	「計画段階環境影響評価制度の導入等 について」（答申）